

高等学校等就学支援金に関するお知らせ

令和5年7月分～令和6年6月分の支給に係る手続きです
このお知らせは必ずお読みください

高等学校等就学支援金制度について

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給します。

本制度では、保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額（※）が、30万4200円未満（年収目安約910万円未満）の世帯に「就学支援金」が支給されます。算定額に応じて、支給額が加算されます。

【算定式】（市町村民税の）課税標準額×6% - （市町村民税の）調整控除の額

政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

（※）保護者（親権者）の合算により判断します。

高等学校等就学支援金の加算支給について

本校の場合の支給額

支給額（年額）

29万400円

11万8,800円
（基準額）

私立学校等の場合、
所得に応じて加算

※各学校の授業料との差額は、各世帯で負担。

所得判定基準

※年収目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

154,500円
(590万円)

304,200円
(910万円)

算定額
(年収目安※)

令和5年度の手続きについて

○毎年7月頃、ご家庭の所得情報が更新されるので、県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。就学支援金の受給者については、次の場合を除き、既にご提出いただいているマイナンバーを利用し、県が確認作業を行うため、基本的に手続き不要です。

（今回、手続きが必要な方 → 次ページを御覧ください。）

- ・ 新入生で、認定申請の際に、個人番号カードを利用して自己情報を提出した場合
- ・ 離婚、養子縁組等により、保護者等に変更がある場合
- ・ 所得制限等により就学支援金を受給していない場合で、所得情報の更新等により新たに要件を満たすこととなる場合
- ・ 保護者等の令和4年1月1日時点と令和5年1月1日時点の住所地が異なる場合
- ・ 新入生以外で、令和5年1月1日時点で生活保護を受けている場合

○無収入でも、あらかじめ所得の申告が必要です。（配偶者控除対象者を除く。）

○令和5年6月分の就学支援金を受給している場合

直近の申請の際に、保護者等の少なくとも1人について、マイナポータルを利用して自己情報を提出した。
(保護者等全員分のマイナンバーを入力しておらず、マイナンバーカードの写し等も提出していない。)

No ↓

Yes ↓

新入生以外で、令和5年1月1日時点で生活保護を受けている。

No ↓

Yes ↓

離婚、養子縁組などにより、保護者等に変更がある。

No ↓

Yes ↓

保護者等の住所地在令和4年1月1日時点と
令和5年1月1日時点と異なる。

No ↓

Yes ↓

手続き不要です。

課税地確認書を
提出してください。

学校に相談の上、
届出に必要な書類を
提出してください。

生活保護受給証明書
を提出してください。

メールで案内が来たら
収入状況届出を
提出してください。

○令和5年6月分の就学支援金を受給していないが、所得情報の更新や離婚等により、新たに要件を満たすこととなる場合

新規申請用マニュアルに基づき、受給資格認定申請を行ってください。

提出期限・提出方法など

①受給資格認定申請・収入状況届出（オンライン手続き）

手続き期限 **令和5年7月14日（金）まで**

②課税地確認書・生活保護受給証明書・離婚、養子縁組などによる保護者変更（書面）

提出期限 **令和5年7月14日（金）まで**

提出方法 古封筒などに入れて封をし、学籍番号・氏名を記入してください。

提出場所 事務室

※生活保護受給証明書の発行には数日かかる場合がありますので、お住いの自治体窓口で早めの手続きをお願いします。

※書類の未提出や不備がある場合は、就学支援金が支給されません。

Q & A

Q 1 収入がない場合は、所得の申告はしなくてもいいですか？

A 1 無収入でも所得の申告が必要です。未申告の方は、速やかに市区町村の税務担当窓口で手続きを行ってください。未申告の場合は就学支援金は支給されません。（配偶者控除対象者である場合は申告がなくても差支えありません。）

Q 2 両親が離婚したため、保護者等に変更があった場合は、どのように手続きしたらよいですか？

A 2 保護者等の変更の届出が必要です。速やかに学校に手続きを行ってください。
認定区分の変更は届出の翌月からとなります。離婚に限らず、保護者等の変更をオンラインで届出する場合は注意が必要です。まずは学校に相談してください。

Q 3 休学した場合、就学支援金の取扱いはどうなりますか？

A 3 休学中に授業料が課されない学校に通学している場合は、就学支援金の支給はありません。ただし、支給期間は経過していきますので、支給停止の届出を学校に提出することにより、就学支援金の支給期間の経過を停止させることができます。

Q 4 年度の途中で、保護者等が自己の責めに帰することのできない理由により離職するなど学費の負担が困難になった場合、課税額に経済状況が反映されるまでの間の支援はありますか？

A 4 保護者等の負傷・疾病のため勤務できない場合や自己の責めに帰することのできない理由による離職の場合等は、就学支援金の家計急変支援に該当する場合がありますので、学校にご相談ください。

Q 5 申請内容に誤りがありました。どのように手続きしたらよいですか？

A 5 就学支援金の支給金額が変更となる場合がありますので、学校にお問い合わせください。なお、虚偽の記載をして提出し、就学支援金を受給した場合は、刑罰に処されることなどがあります。

その他のQ & A : 文部科学省ホームページ : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

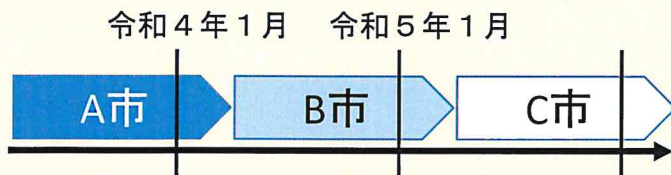
高等学校等就学支援金 課税地確認書

学年/組/番号	
生徒氏名（自署）	

高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。課税地は本年の1月1日時点（申請又は届出を行う月が4月～6月の場合には、その前年の1月1日時点）の所在地（住民票住所を有する市町村）によって決まります。そのため、保護者等の本年の1月1日時点の所在地と前年の1月1日時点の所在地に変更がある場合は、本書を提出してください。

No.	課税地が変更となる保護者等の氏名	令和5年1月1日時点の課税地	当てはまる場合は□にチェック
1		都 道 市 区 府 県 町 村	<input type="checkbox"/> 令和5年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
2		都 道 市 区 府 県 町 村	<input type="checkbox"/> 令和5年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
3		都 道 市 区 府 県 町 村	<input type="checkbox"/> 令和5年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
4		都 道 市 区 府 県 町 村	<input type="checkbox"/> 令和5年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
5		都 道 市 区 府 県 町 村	<input type="checkbox"/> 令和5年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）



令和5年4月～6月に申請する場合の課税地→A市（令和4年1月1日時点の住所）
 令和5年7月～令和6年3月に申請する場合の課税地→B市（令和5年1月1日時点の住所）
 ※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。